



JAL Cargo Sales Co.,Ltd.

JAL Bldg. 16F

4-11, Higashi-shinagawa 2 chome

Shinagawa-ku, Tokyo 140-0002

Tel: 03-5460-5746(~8) / Fax: 03-5460-5859

JCS-INFO-08-034

2009年3月11日

お客様各位

株式会社 ジャルカーゴセールス

燃油サーチャージ制度の改定基準と適用額変更のお知らせ

拝啓 時下益々清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、(株)日本航空インターナショナルは、2008年07月から燃油サーチャージ適用額を3ヶ月ごとに見直すこととしてまいりましたが、政府認可を前提として2009年4月から改定基準を変更いたします。また、新たな改定基準での燃油指標価格となる2009年02月平均のシンガポール燃油価格が、「バレル52.77米ドル」となりましたので、2009年04月から燃油サーチャージ適用額も併せて改定することとし、本日、国土交通省に申請いたしましたので、ご案内申し上げます。

JALグループでは、費用削減、収支改善に努めておりますが、航空燃油費の一部を引き続きご負担頂くことにつきまして、何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I. 今回の燃油サーチャージ適用額

燃油サーチャージ適用額として、①遠距離路線に¥31/kg、②アジア遠距離路線に¥27/kg、③アジア近距離路線に¥23/kgを、国土交通省に認可申請中です。

*2009年04月01日発行の航空運送状(AWB)から適用とさせていただきます。

*燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量に対して適用いたします。

*燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用いたしません。

*燃油サーチャージの金額は航空運送状の「Other Charges」欄に「MYC」のコードを付けてご記入頂き、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。

*燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と、同じでなければなりません。

*他国発貨物につきましても各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせ下さい。

表1. 燃油サーチャージの適用条件

燃油設定指標 (米ドル/バレル)	燃油サーチャージ適用額		
	①遠距離路線	②アジア遠距離路線	③アジア近距離路線
110.00 以上 115.00 未満	¥115	¥99	¥83
105.00 以上 110.00 未満	¥108	¥93	¥78
100.00 以上 105.00 未満	¥101	¥87	¥73
95.00 以上 100.00 未満	¥94	¥81	¥68
90.00 以上 95.00 未満	¥87	¥75	¥63
85.00 以上 90.00 未満	¥80	¥69	¥58
80.00 以上 85.00 未満	¥73	¥63	¥53
75.00 以上 80.00 未満	¥66	¥57	¥48

70.00 以上 75.00 未満	¥59	¥51	¥43
65.00 以上 70.00 未満	¥52	¥45	¥38
60.00 以上 65.00 未満	¥45	¥39	¥33
55.00 以上 60.00 未満	¥38	¥33	¥28
(今回適用) 50.00 以上 55.00 未満	¥31	¥27	¥23
45.00 以上 50.00 未満	¥24	¥21	¥18
40.00 以上 45.00 未満	¥17	¥15	¥13
35.00 以上 40.00 未満	¥10	¥9	¥8
35.00 未満	廃止		

II. 燃油サーチャージ制度の概要

今回からの変更点には(*)を付しています。その他は従前から変更ありません。

1) 燃油指標価格とサーチャージ適用額の改定時期(*)

米国エネルギー省が公表するシンガポール燃油価格の「所定期間(1ヶ月)平均燃油価格」を、当社の燃油指標価格とし、年12回(毎月1日)改定します。また、燃油指標価格は、改定時の前々月(1ヶ月間)の平均燃油価格といたします。

例えば、今回04月から適用される燃油指標価格は2月1日から2月28日までの平均燃油価格となります。

なお、米国エネルギー省が公表する日々の市場数値情報につきましては、当社ホームページにて開示、ご案内しております。(<http://www.jal.co.jp/jalcargo/fuel>)

2) 距離制

以下のとおり、3区分の設定をしております。

- ①遠距離路線(米州・欧州地区宛(アフリカ、中近東宛を含む))
- ②アジア遠距離路線(①、③以外)
- ③アジア近距離路線(香港、中国、フィリピン、台湾、韓国、グアム)

3) 燃油サーチャージ制度の導入、廃止

①導入

燃油指標価格が、「バレル 35.00 米ドル」以上となった場合、第1段階のサーチャージ(kg 当たり遠距離路線¥10、アジア遠距離路線¥9、アジア近距離路線¥8) の導入を国土交通省に申請し、認可取得および適切なお知らせ期間後に適用を開始いたします。

②廃止

燃油指標価格が、「バレル 35.00 米ドル」未満となった場合、サーチャージの廃止を国土交通省に申請し、認可取得後、可能な限り速やかに廃止いたします。

4) 燃油サーチャージ適用額の改定

燃油指標価格が、燃油設定指標(バレル 5 米ドル単位)を上回るか、もしくは下回った場合、サーチャージ適用額の変更を国土交通省に申請いたします。(適用条件は表1をご参照ください)

③増額

燃油指標価格が、現行設定指標から上段階以上となった場合、それに相当するサーチャージ適用額への増額を国土交通省に申請し、認可取得および適切なお知らせ期間後に適用を開始いたします。

④減額

燃油指標価格が、現行設定指標未満となった場合、それに相当するサーチャージ適用額への減額を国土交通省に申請し、認可取得後、可能な限り速やかに適用を開始いたします。

以上